

三重県立鈴鹿青少年センター寝具等賃貸借等業務仕様書

この仕様書は、公益財団法人三重県体育協会が指定管理者として運営を行う三重県立鈴鹿青少年センターで使用する寝具類賃貸借等業務について必要な事項を定めるものとする。

1、総則

- (1) 発注者は公益財団法人三重県体育協会（以下「甲」という。）が発注し、使用予定箇所は三重県立鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）とする。
- (2) 受注者は乙とする。
- (3) 乙は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (4) 乙は、センターが宿泊型の社会教育施設であることを考慮し、センターの運営に協力しなければならない。
- (5) 乙は、業務上知り得た情報を他に漏らし又は、他の目的に利用してはならない。このことは、契約が終了又は、解除された後においても同様とする。
- (6) この仕様書に記載のない事項について、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2、履行場所（納品場所）

〒513-0825 鈴鹿市住吉町南谷口
三重県立鈴鹿青少年センター

3、業務期間（賃貸借期間）

2018年4月1日から2023年3月31日

- (1) 上記期間の使用分を対象とする。
- (2) 上記期間は、甲が指定管理者としてセンターの指定管理者として指定を受けた期間であり、指定管理期間の終了又は、取り消しがあった場合は、指定管理期間の終了をもって期間満了とする。

4、賃貸借品及び予定数量

乙から賃貸借を受ける寝具類及びシーツ等は別紙1「三重県立鈴鹿青少年センター賃貸借物品一覧（1）寝具類仕様明細及び（3）シーツ類仕様明細」のとおりとし、時期等に応じて必要な資材数は「三重県立鈴鹿青少年センター賃貸借物品一覧（4）寝具類及びシーツ類必要資材」のとおりとする。

なお、使用するシーツ等の使用予定数量は別紙2「シーツ類使用予定数量」を予定していますが、賃貸借数量を保証するものではありません。

5、料金設定

料金設定は、シーツ類（掛け布団用、敷き布団用、枕カバー）1組あたりの料金とし、連泊で同一のシーツを継続して使用する場合は、追加料金を設定することができます。

追加料金の設定については、落札事業所と協議のうえ決定します。

参考（税込み価格）：2018年2月現在 1泊目：265円 2泊目以降：70円
--

6、経費の負担

シーツ等の搬入搬出及びシーツ等の補修洗濯並びに洗濯乾燥等に要する費用は、受託者の負担とする。

7、支払い方法

- (1) センターは、月末締めめのシーツ等の使用実績を乙へ報告し、報告に基づき乙は請求枚数に契約単価を乗じて請求をするものとする。
- (2) 甲は、乙からの請求に基づき乙に支払うものとする。なお、消費税については、締日時点の消費税率を適用するものとする。

8、搬入及び搬出

(1) シーツ等の搬入及び搬出

- ①センターは、乙に利用団体の宿泊状況の情報を提供し、乙は搬入時期及び数量を判断しシーツ等の搬入を行うものとする。
- ②搬入の際には、シーツ類は20枚ずつ、枕カバーは10枚ずつを紐で束ねた状態で搬入すること。
- ③搬入先は、センター内のリネン室とし、搬入経路及び搬入場所については、資料1「三重県立鈴鹿青少年センター搬入経路図」及び資料2「三重県立鈴鹿青少年センター施設平面図」を参照すること。なお、搬入ルート及び駐車場所は他の事業所の搬入等と重複するため駐車位置等は配慮を行うこと。
- ④乙は、センター内のリネン室に準備された掲示に基づき各団体ごとに区分して搬入及び配置を行うものとする。
- ⑤搬入時にはシーツ類の過不足に対応できるようにリネン室に予備を準備しておくこと。
- ⑥搬出の方法は、センターが準備するパレットに使用済みシーツ類があるためパレットから回収し搬出を行うこと。

(2) 毛布・掛け布団等（以下「毛布等」という。）の搬入及び搬出

- ①毛布等の搬入及び搬出については、別紙3「寝具等交換及び洗濯・乾燥スケジュール」を基本とし、センターと受注者で日程調整のうえ行うものとする。
- ②毛布等の搬入及び搬出を行った際には、品目ごとに数量を記載した納品書をセンターに提出するものとする。
- ③日常的な利用によって汚れた毛布等は、センターが回収し、所定の場所へ保管し、乙に連絡するので回収及び交換を行うものとする。
- ④毛布等の交換や乾燥作業に伴う搬入及び搬出については、別途センターと乙で協議して決定する。

9、洗濯及び乾燥殺菌等

賃貸借物品の洗濯及び乾燥方法は以下のとおりとする。

- ①シーツ等の洗濯物は、無リン糊付けの後、均一にアイロン仕上げ又はローラー仕上げを施すこと。
- ②「洗濯」とは、毛布等を水洗いした後、十分に乾燥させること、「乾燥」とは、乾燥車等を用いて毛布等の高温乾燥、殺菌、ダニ除去処理等を行うことであり、いずれの場合も毛布等の破損を発見した場合は、その旨をセンターに報告すること。
- ③洗濯については、生地をいためない洗剤及び仕上げ材を使用し、水洗いすること。
- ④有害の恐れのある薬剤等及びアレルギー疾患の原因となる薬剤等は使用しないこと。また、薬剤で新製品を使用する場合は、事前にセンターと協議を行うこと。

10、交換及び補修等

- (1) 寝具類の色あせ、劣化を発見した場合は、乙は新しいものと交換すること。
- (2) 寝具類に破損が生じた場合は、センターに報告のうえ、その指示に従い補修を行うこと。
- (3) センターは、寝具の清潔度で不適切な点を発見したとき及び利用者が誤って寝具類を汚損した場合は、予備から補充を行い、その旨を乙へ通知するので速やかに予備の補充及び汚損寝具の洗濯等を行うものとする。

なお、その修理、洗濯に要する金額については、賃貸借単価に含まれるものとする。

11、その他

- (1) 乙は、2018年3月30日までに各業務についての引継ぎを現在の受注者と打ち合わせのうえ行うものとし、引継ぎ完了後センターへ書面（任意様式）で報告しなければならない。
- (2) センターは、契約の終了が確定したときは、次期の受注者と打ち合わせのうえ、引継ぎを行うものとし、引継ぎ完了後、センターに書面で報告しなければならない。
- (3) 甲及びセンターが借入中の物品において利用者により使用上の一般的な損害及び火災、天災、その他不可抗力による寝具類及びシーツ類の滅失・毀損等について、甲及びセンターはその責を負わないものとする。
- (4) 乙は、本業務を実施するときは、センターの運営に支障のないよう細心の注意をもって作業を行うとともに、利用者と接した場合には常に誠意をもって親切な態度で対応するものとする。
- (5) 作業員は、乙が定める所定の制服若しくは、作業服を着用し、常に清潔な服装で作業にあたること。
- (6) クリーニング業法（昭和25年法律第207号）その他関係法令を遵守すること。
- (7) 本仕様書は、業務の大要を示すものであり、記載のない事項であっても現場の状況に応じ、必要と認められる業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (8) その他、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、甲又はセンターと乙とで協議のうえ決定するものとする。